

第6回 北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事要旨

1 日 時 平成21年1月19日(火) 10:00~11:10

2 場 所 北九州市役所本庁舎3階 大集会室

3 議 題 過料適用状況の経過報告
委員意見交換 他

4 出席者 大坪委員(会長)、太田委員、加藤委員、鷹野委員、田中委員、安永委員

5 議事概要

(1) 過料適用状況等について事務局が経過報告を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

納付書を交付した方からは、どのくらいのパーセンテージで回収できているのか。

月によって過料適用の数にばらつきがあるようだが、何か理由が分かっているか。

過料適用された方の内訳は、市内と市外が同じくらいの数になっているが、市外の方は過料が適用されているという状況を知らない方がほとんどなのか。

(2) 会長まとめ

市外から来られた方の中には、このエリア内で喫煙すると過料1000円をとられるということを知らない方も間違いなくいらっしゃる。ただ取締りのときには、市の巡視員が目立つ青色の上着で旗を持っていて、そこにはモラルマナーアップと書いてある。出来るだけ正確に情報はお知らせした上でルールは守っていただきたいと思う。

(3) 黒崎副都心地区における重点地区指定の範囲設定について事務局が説明を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

以前、各区の自治会長の会議で色々な意見が出された。現在は小倉地区のみでされているけれども、今後は各区で何ヶ所かずつ地区指定してもらいたい。

黒崎地区については、是非提案のとおり指定してもらいたい。

黒崎地区の視察では、街がきれいになっていると感じた。しかし、ところによっては吸殻がたくさん落ちているところも目にした。デッキの上も灰皿のところできちんと吸っているというのを確認した。

広げていくことはいいことだとは思いますが、市の予算からいくとなかなか難しいということも以前出ていたので、後はそれぞれが自覚を持って、取り組んでいく方法を考えていかなければいけないと思う。エリアとしては、ここで十分である。

黒崎は、小倉よりも吸殻入れがとても多かった。多分お店や商店街の方が置いているのだと思うが、その対応はどうするのか。パチンコ屋などは敷地に入れるのだと思うが、たばこ屋の前のものなどはどうなのか。

(4) 会長まとめ

お店の方が設置した灰皿は、小倉地区と比べて非常に多い。現在の状況のまま過料の適用を開始したときには、徴収の際に小倉地区よりも多くのトラブルが出るのではないかと少し心配である。運用上は気を付けてもらいたい。

今回指定してすぐに過料適用となるのではなく、小倉地区に導入した際と同様に、十分に周知期間をとってからの実施になると思う。

(5) 小倉都心地区の拡大について事務局が説明を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

地元から要望のあった4箇所について、何箇所か実施することはできないか。

重点地区でどの程度巡視員が回っているのか分からないが、人数を増やさなくても、範囲を広げれば重点地区ということでは若干効果が現れるのではないかという気がする。

波及効果を高めると言うが、具体的にどのようにやっていくのか。

違反者のうち、市外の人割合が40%以上と多くなっている。世界の環境首都を目指しているのだから、これらの対策についても、市は環境局などを含めて一緒に取り組んで欲しい。

他都市で受け取った観光パンフレットに、「ここは重点地区で過料が適用される」ということが載っていた。北九州市でもしているかと思うが、こういうものに少しずつ書くことで広がっていくのではないかと思う。

キャンペーン隊という事業をやっているようだが、シートベルトを締めようという呼びかけの人たちを街中でよく見かける。この方法も参考になるのではないか。

ボランティアの方の活用というのは周知にとても効果があると思う。人はどこかで関わると意識がそこに行くので、関わる人間を増やすということは非常に有効である。

2012年の10月に全国から1万5000人の青年会議所メンバーが小倉に集う。堺町、鍛冶町、紺屋町辺りに莫大な経済効果が生まれるとは思いますが、反面、莫大なごみが生まれる可能性がある。他都市の方の多くは知らないだろうから、この間にどうにか啓蒙をやっていかないといけない。啓蒙の仕方についても考えていただきたい。

(6) 会長まとめ

重点地区という過料適用のエリアを広げることで、街が美しくなるという効果を一気に手に入れることができるが、この重点地区が際限なく広がっていくことはいい方策ではないと考えている。

このあとの議題になっている推進地区については、改めて周辺地区の方たちへの支援策としてもう一度積極的に検討しなければいけないと感じている。

(7) 迷惑行為防止活動推進地区の指定について事務局が説明を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

推進地区の範囲については、地域からこのとおりの範囲ということで申し出があったのか。

戸畑、八幡東、小倉南区は申し出がなかったのか。あるいは申し出をしてもらうためにそれぞれの地区に相談したのか。各区の自治会長はそれぞれ自分のところという意見が強いと思うが、どうなっているのか教えてもらいたい。

予算という制約があって、各地域に声を掛けづらいというのは分かるが、推進地区については、いつでも要望を出してくださいという発信をしていていただきたい。皆さんの要望が強ければ、予算がついてまた広がるということもあると思う。

推進員という方々は大体何名くらいで構成されるのか。

腕章や帽子は独自に作るのか。環境局ともよく相談していいものを作って欲しい。

(8) 会長まとめ

推進員の方たちには十分にトレーニングを受けた上で活動に入っていただくこと事務局から聞いている。推進地区については、過料は適用しないが、ここはたばこを吸っては駄目なところだからというやり取りがあるので、熱心に取り組まれるあまり、活動の際にトラブルが起きることが気になる。慎重に進めてもらいたい。

過料を適用する重点地区ではなく、この推進地区をどれだけ広げることが出来るかが北九州市全体のモラル・マナーアップの一番大事なことだと考えている。重点地区周辺の取組みと併せてよりよい方法を模索していきたい。

6 次回の日程について

2月の中旬に次回会議を開催予定。

文責：事務局（総務市民局安全・安心課）